

## 特別区民税・都民税 納税通知書の見方

(令和5年6月8日発送の令和5年度分通知書様式は茶色です。  
様式の見方は、この青色の様式に準じます。)

お問い合わせの際はこの番号をお知らせください。

該当番号

令和5年度特別区民税・都民税(令和4年1月～令和4年12月の収入)は**令和5年度相当分**と表示しています。  
(注)例えば遡って令和2年1月～12月分の申告をした場合は、本来は令和3年度特別区民税・都民税となりますので、**令和3年度相当分**と表示しています。

課税される所得金額に所得の種類に応じた税率を掛け、算出所得割額を求めます。

- ・**総合課税分の所得の税率は、区民税6%・都民税4%です。**
- ・総合課税分以外の所得の税率については、納税通知書裏面の「2 税率」をご確認ください。

年金支払時に差し引かれる税額で、今年度の仮徴収税額です。  
(前年度の年金分の税額の1/6ずつが各月から差し引かれます。)

口座振替の方は銀行名と支店名を表示しています。  
口座番号、預金種目は「\*\*\*」が表示されます。  
一括納付を希望されている場合は、還付額欄の右に印字があります。

口座振替(口座振込)  
支店名 口座番号 預金種目(未記入)

Ⓐ欄には課税計算の基となった所得の種類と金額を表示しています。

合計所得は、損益通算後・損失の繰越控除前の金額です。

扶養控除や本人該当等の人的控除の内訳を表示しています。該当がある場合「\*」または人数が入ります。  
(控除額の内訳はⒷ欄に表示しています。)

Ⓑ欄には所得控除の内容を表示しています。  

- ・雑損控除・医療費控除・生命保険料控除
- ・社会保険料・小規模企業共済等掛金控除
- ・地震保険料控除・障害者控除・勤労学生控除
- ・寡婦・ひとり親控除・配偶者控除・配偶者特別控除
- ・扶養控除・基礎控除

**令和5年度 特別区民税・都民税  
税額決定(変更)通知書**

該当番号	支払年月	支払額
平成相当分に該当し、年中内得にご用意頂きました。		
該当通知書によって通知します。		
公印		
扶養控除の内訳		
本人該当 扶養控除		
扶養控除の内訳		
所得から差し引かれる金額		
該当通知書によって通知する年金の内訳		
区分	納 税 額	税額 又は 免 当額
第1期		
第2期		
第3期		
第4期		
合計		
該当又は過年度分への返却額 (往日付に過ぎたたままで)		
(注)扶養控除一括納付特例によるふるさと納税、住宅購入金等特別控除控除、配当控除、外気候控除		

Ⓑ欄には**税額控除の合算額**を表示しています。

- 税額控除
- ・配当控除
  - ・外国税額控除額及び調整額
  - ★**住宅借入金等特別税額控除額**
  - ★**寄附金税額控除額(ふるさと納税等)**

### ふるさと納税による控除について

- ・確定申告を行った場合→ふるさと納税を行った年の所得税と翌年度の住民税から控除されます。
- ・ワンストップ特例適用を申請した場合→所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額の全額が、翌年度の住民税から控除されます。

年金支払時に差し引かれる税額で、今年度の本徴収税額です。  
(Ⓐ欄-♣)を3回で割った金額が各月から差し引かれます。

⑤特例通知を行う公的年金の種類及び  
支払者の名前  
公的年金から差し引かれる方法によって都道府県に  
ついては、公的年金の支払いの際に、下記の公的年金からその支払いが差し引かれます。

公的年金の種類  
支払者の名前  
支払者の法人番号

公的年金から差し引かれる方法によって  
差し引かれる額及び御用語  
(ひあなたが財産度から引き続き公的年金から  
の支払額の対象者である場合は、昨年度の通  
算において確定したかかわる支払額を各月差  
額によって割り引きます。)

支払年 佐賀県年金税収額(税込)

1月	
2月	
3月	

(注)公的年金から差し引かれる額を各月差額によって算  
ります。

支払年 佐賀県年金税収額(税込)

4月	
5月	
6月	

(注)あなたが本年度において公的年金からの支  
払額の対象者であり、かつ、支払額も引き続  
き会計年度の支払いを受けた場合は、公的年金  
の支払者が他の額を各月差額の方法によって算  
ります。)

支払年 佐賀県年金税収額(税込)

翌年4月以降の年金支払時に差し引かれる税額です。(翌年度の税額となるため  
Ⓐ欄の金額には含まれておりません。)

Ⓐ欄には公的年金から差し引かれる税額を表示して  
います。(右の♣+♠の合計額)

Ⓑ欄は該当年度の合計年税額です。

⑦欄は給与から差し引かれる税額です。

⑧欄は年金から差し引かれる税額です。

⑨欄は納付書または口座振替により納める税額です。

⑩欄の普通徴収税額を各期に分割した各期別の税額と納期限を表示しています。  
充当額には所得割から控除しきれなかった配当額・株式等譲渡所得割額を年税額に充當した金額を表示しています。充当後も納付する金額がある場合は、差引納付額に金額を表示しています。充当しきれなかった金額は(納期が過ぎた未納分へ充当した場合を除き)還付となり、後日別途通知いたします。